

特定非営利活動法人 WE21 ジャパンよこすか 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人WE21 ジャパンよこすかという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横須賀市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域における環境保全の推進を図るとともに、アジア各地域の人々の生活向上と自立に寄与すること及び地域住民の環境・人権・平和・協力等に関する国際的な意識の自覚を図ることを目的とする。この目的のため、横須賀市を中心に資源のリユース・リサイクルを推進するとともに、アジア等における環境破壊・抑圧・性差別・戦禍・飢餓・貧困等により生存生活の困難にさらされている人々に対して、生活及び自主的活動に関する物的・技術的支援と助成を進めていく。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人が行う活動は、特定非営利活動促進法(以下「法」という)が定める次の種類のものである。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 上記の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 資源のリユース・リサイクルを推進する事業
- (2) アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業
- (3) 地域市民の国際的な意識の自覚を促進する事業
- (4) この法人の事業の広報普及を図る事業
- (5) その他、第3条の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員)

第6条 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の運営に参加できる個人を会員とし、法上の社員とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、この法人が別に定める入会申込書を提出して申し込むものとし、理事長が承認する。ただし、理事長は、とくに正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第 9 条 会員は、別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(資格の喪失)

第 10 条 会員に次の事情が生じたときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第 11 条 会員が、この定款に違反し、法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会において会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、除名することができる。ただしこの場合は、その会員に、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

(役員の種類と定数)

第 12 条 この法人は次の役員を置く。

- (1) 理事 5 人以上 15 人以下
 - (2) 監事 2 人
- 2 理事のうち、理事長 1 人及び副理事長 1 人を置く。

(選任)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第 14 条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員任期は 2 年とする。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行な

わなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するにいたったときは、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(職員)

第 17 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 18 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 19 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 22 条 総会は、理事長が招集する。ただし第 14 条第 4 項第 4 号の規定による臨時総会は監事が招集する。

- 2 理事長は、第 21 条の規定に基づく臨時総会開催の請求があったときは、請求の日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、理事長又は監事は、総会を開催する日時、開催の場所、目的となる事項を明示する議題を記載した開催通知を、必要と判断される資料、欠席会員が書面又は電磁的方法による表決に参加するために必要な資料とともに、書面又は電

磁的方法をもって、少なくとも会議開催の5日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ会員に通知した事項に限られるものとする。

- 2 総会の議事は、この定款で別段の定めがあるものを除いて、出席会員(議長を含む)の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(表決権等)

第26条 会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 総会に出席できない会員は、通知された議案について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により議決に参加した会員は、第24条(定足数)、第25条(議決)については総会に出席したものとみなす。ただし、総会の議事録を作成する際には、出席者数及び議決参加者数の表記において、書面もしくは電磁的方法による表決又は表決委任をした会員の数が明らかになるようにしなければならない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、議事録を作成し、議事録には議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか、総会の決定に基づき、日常の執行方針を議決し、その実現を図る。

(開催)

第30条 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事又は監事から第30条の規定に基づく理事会開催の請求があったときは、請求の日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときには、理事長は、理事会を開催する日時、開催の場所、目的となる事項を明示する議題を記載した開催通知を、必要と判断される資料、欠席理事が書面又は電磁的方法による表決に参加するために必要な資料とともに、書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会議開催の5日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 33 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 31 条第 3 項の規定によってあらかじめ理事に通知した事項に限られるものとする。

- 2 理事会の議事は、理事総数(議長を含む)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会に出席できない理事は、通知された議案の各々について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により議決に参加した理事は第 33 条(定足数)、第 34 条(議決)については理事会に出席したものとみなす。ただし、理事会の議事録を作成する際には、出席理事数及び議決参加理事数の表記において、書面又は電磁的方法をもって表決をした理事の数が明らかになるようにしなければならない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 名以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 38 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度の開始時点までに当該年度の予算が成立していないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

- 2 前項の収益費用は、当該年度の予算が成立した場合には、その予算に基づく収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後 3 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 44 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会で借入限度額を決定しなければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 45 条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

- 2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
 - (5) 会員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く。)
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
 - (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 46 条 この法人は、次の場合に解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 総会の決議によりこの法人が解散するときは、会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。
 - 3 第1項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 48 条 他の法人との合併を行うには、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の解散事由に係る公告は、事務所所在地の掲示場に掲示して行い、あわせて、官報に掲載する。

第10章 雑則

(細則)

第 50 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。
付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

代表運営委員	大竹恵美子
副代表運営委員	吉野澄子
同	鬼頭裕子
同	馬賀秀美
同	角山美子
同	中尾美沙子
同	木下青子
同	原島浩子
監査委員	岡本久美子
同	谷口恵子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2003 年の 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 40 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から 2002 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会員 年会費 1000 円

付則

この定款は 平成 26 年 12 月 5 日から施行するものとする。

この定款は、平成 30 年 5 月 26 日から施行するものとする。